

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊長 野地 恭平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

グループ	件名	規格・単位・数量	納地	納期
1	格納庫内天井防鳥ネット取付役務	仕様書のとおり	陸上自衛隊 木更津駐屯地	R7.1.15～R7.3.31
2	航空燃料タンク内部清掃点検役務		陸上自衛隊 木更津駐屯地	R7.3.20
3	駐輪場屋根補修		本郷宿舎	R6.12.20

2 入札参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊木更津駐屯地 第316会計隊木更津派遣隊事務室（＃762隊舎1F）及び
東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和6年10月21日（月）10時00分 第316会計隊木更津派遣隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- 競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域 の競争参加資格を有する者。（競争参加資格の年度：令和4・5・6年度）
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者。（協力者含む。）
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 保証金については免除ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上、契約者がその義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の方法

「落札決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札（見積）者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。」

9 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札は無効とする。

11 契約書の作成

- 契約金額が50万円超えた場合は請書を、150万円超えた場合は契約書を契約締結後遅滞なく作成する。
- 適用する条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 その他

- 入札開始前に必ず「資格決定通知書（写し）」を提出すること。
- 代理による入札参加者は、入札時に「入札委任状」を提出すること。
- 入札及び契約に関する詳細は、「入札及び契約心得」を閲覧すること。
- 郵便による入札は令和6年10月18日 15時00分までに、下記宛先まで必着とする。
封書には、会社名、入札日時、件名、グループ及び朱書で「入札書在中」と明記し、郵送すること。
また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡を申し出ること。
- 電信・電話・FAXによる入札は、不可とする。
- 初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札の日時については別示する。
- 同等品を使用する場合、10月15日 17時までに同等品申請をすること。
- 本公告に関する問い合わせ：〒292-8510 千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地
第316会計隊木更津派遣隊契約班 谷山
TEL:0438-23-3411（内線351）
FAX:0438-23-3411（内線357 交換切替）
- 仕様書に関する問い合わせ：Gp1 1へり団 佐藤（内線591）
Gp2 木更津駐屯地業務隊補給科 島田（内線385）
Gp3 木更津駐屯地業務隊厚生科 宇田川（内線746）

※FAX送信の際は、音声通話からのFAX切り替え、もしくは電話で一報してからFAX待ち受けどちらかになります

仕 様 書

- 1 件 名
格納庫内天井防鳥ネット取付役務
- 2 場 所
千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地
- 3 履行期間
令和7年1月15日～同年3月31日
- 4 役務概要
 - (1) 工 種
防鳥ネット取付
 - (2) 場 所
I 格納庫内
- 5 一般事項
 - (1) 適用基準
本役務は、仕様書・図面によるほか建設保全業務共通仕様書（国土交通省営繕部監修（平成30年版））によるほか、関係諸基準による。
 - (2) 協 議
 - ア 取付に際し仕様書に記載なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施する。
 - イ その他、不明な事項についてはその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。
 - (3) 役務材料
仮設材料以外は全て新品のものを使用する。
 - (4) 現場管理
 - ア 本役務は請負業者の責任において実施するものとし、施工に際し破損した場合は監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧する。
 - イ 取付に際し、請負者は取付内容を作業関係者に十分掌握させると共に作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施する。
 - ウ 取付中、異状があった際は、速やかに監督官へ報告する。
 - エ 役務現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な処置を施すと共に請負者の責任において管理する。
 - (5) 工程表
請負者は、取付に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し監督官に提出するものとし了解を得た後、施工する。
作業時間は原則、土日祝日を除く平日の0815～1700とする。
 - (6) 写 真
請負者は、取付の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、取付前・取付中・取付完了後及び監督官の指示箇所とする。
また写真は、取付完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ1部提出する。
 - (7) 電気・水道の使用
自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。但し、使用する場合はメーター等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。

6 特記事項

- (1) 防鳥ネット等の規格は次頁の表のとおりとする。
- (2) ネット取付については、鳥類が格納庫天井に侵入できないように鎖骨面に隙間無く取り付けること。
また扉の間隙等侵入する可能性があるところは、剣山等を取り付けること。
- (3) ネット取付について、既設照明器具のランプ交換や火災報知器の点検・天井クレーンなど設備維持業務に影響を与えないように取り付けること。
- (4) 工事間にネット内側へ侵入した鳥類は、工事完了直前に外へ追い出した後にネットを封鎖すること。
- (5) 自然故障での保証期間は検査完了より1年間とし、無償とすること。

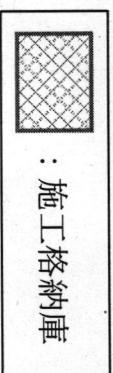
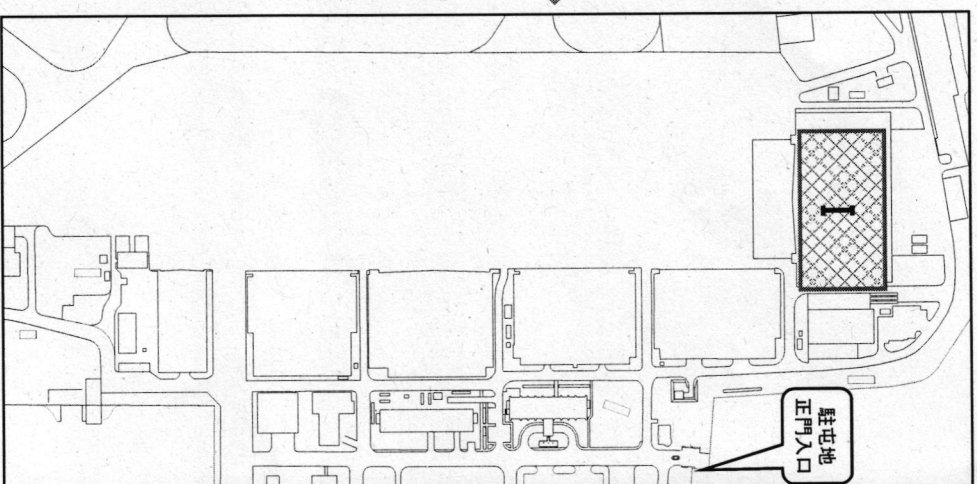
7 提出書類

- | | | |
|-----------------|------|------------|
| (1) 工程表 | 1 部 | (契約後、速やかに) |
| (2) 作業写真 | 1 部 | (その都度) |
| (3) その他、指示された書類 | 必要部数 | (その都度) |

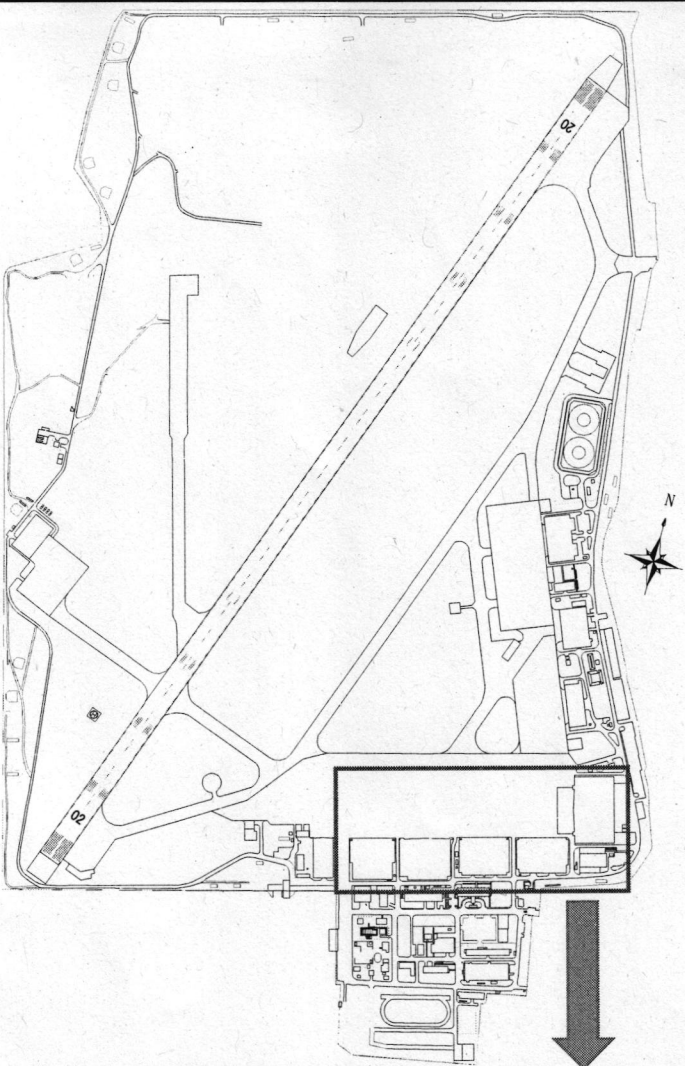
8 完了検査

本取付完了後、本仕様書に基づき検査官が検査を実施し、合格をもって完了とする。

施工場所拡大図



木更津駐屯地全域図



種別等	規格等
防鳥ネット	BF3バードネット25 タイプ又は同等品以上の もの（他社の製品を含 む。）
ネット支持金具 （パイラック等）	ワイヤークリップ等、 ネット取付に必要な支持 金具は全てステンレス製 の（又は同強度以上のも の）とすること
ネット取付用ロープ	ロープの種別はポリエチ レン製（又は同強度以上 のもの）とし、規格は4 mm以上（又は同強度以 上のもの）とする

調達要求番号：4PZH1A10031

仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
航空燃料タンク内部清掃点検役務	業 補 第 3 0 号	
	作 成	令和6年 9月27日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	木更津駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、木更津駐屯地内における航空燃料タンク内部清掃点検役務について規定する。

2 役務に関する要求

2.1 役務の概要

中間POL No. 1タンク（2000KLタンク）内部点検 1式

2.2

履行期限 令和 7年 3月20日（木）

2.3 実施時期

日程等については官側と細部調整を実施するものとする。

2.4 作業実施場所

千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地（航空燃料施設内）

2.5 提出書類

2.5.1 着手に先立ち、着手届、役務工程表等を提出

2.5.2 役務写真は、着手前、作業日程毎、完了後および隠ぺい部分のほか、監督官の指示する箇所及び使用材料を撮影し、役務写真帳（A4版）に整理のうえ1部を提出する。

2.5.3 履行期限内に、マニフェストE票を提出

3 品質保証

3.1 保証

官側に損害を与えた場合は直ちに現状に復するものとし、補償の義務を負うものとする。

4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、契約担当管等に申し出てその指示を受けるものとする。

5 秘密保全

5.1 請負業者は、この契約の履行にあたり直接または間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。

5.2 作業員は全員日本国籍を有する者とする。

6 その他

6.1 請負者は十分な経験と技術を有している者とする。

6.2 作業の実施に先立ち、作業実施日等を官側と調整すること。

6.3 作業時間については、9時から16時までの間とし、作業終了後は、施設及び機器に異常が無いことを確認すること。

6.4 役務の実施については、土曜日、日曜日及び祝日は含まないものとする。

6.5 施工に際しては、次の内容を履行すること。

6.5.1 関連自治体等の条例の遵守、関係機関への届出等必要な手続きを実施すること。

6.5.2 タンク内の残油は隣接するNo. 2タンクへ移送すること。(移送距離は約60m)

6.5.3 作業に先立ち、ガス検知器・酸素濃度測定・避難器具等を準備し、ガスによる人体被害防止を図ること。

6.5.4 使用する機材は、耐圧及び防爆の性能を有するものとする。

6.5.5 タンク本体との接続配管との縁切り(フレキシブルメタルホース)を取り外しエンドフランジの取り付け及び復旧は請負業者で行うこと。

6.5.6 下記の部品は請負者において新品に取り換えること。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| a) 側板マンホール用ボルトナット (304×M20×50mm) | 28組 |
| b) 頂部マンホール用ボルトナット (304×M16×35mm) | 20組 |
| c) 給油管、送油管ボルトナット (304×M20×50mm) | 8組×4箇所 |
| d) 廃油管ボルトナット (304×M20×50mm) | 8組×2箇所 |
| d) 側板マンホール用ガスケット (760×610×3 RF) | 1個 |
| e) 頂部マンホール用ガスケット (760×610×3 RF) | 1個 |
| f) ガスケット (4インチ 10K×3 RF) | 2個 |
| g) ガスケット (6インチ 10K×3 RF) | 4個 |

6.5.7 引火爆発の危険がある作業につき、火気には十分注意し、火花を有するもの、もしくは発火する恐れのある器具を使用しないこと。

6.5.8 清掃前にタンク内部のガスを送風機等でよく換気し、安全を確認した後入槽すること。

6.5.9 タンク内部の清掃は、まずマンホールを開放し、残油及びスラッジ等を抜き取る。次にスラッジ等の除去後、タンク内部の底部及び側板部を、高圧洗浄機を使用して入念に錆落としをする。また、錆落とし完了後に洗剤、水を使用して洗浄し、ウェス拭きをして完全に乾燥させること。

6.6 タンク内部清掃に伴う残留油処理は、バキューム車等に回収し、使用できる油（A）、泥油（B）、スラッジ（C）に区分し、（A）については、清掃後にタンクに戻し、それ以外については、請負者が場外に搬出し、合法的に処理を行うものとする。なお、油処理に係わる経費については、すべて業者負担とし、産業廃棄物処理票（マニフェスト）を処理終了後、速やかに官側に提出すること。

6.7 目視点検はタンク全体の状況及び底板内面下部等の腐食、損傷及び変形等の異常の有無を検査すること。

6.7.1 点検項目については、塗膜状況確認、脚長測定、角度測定、その他付帯設備確認とする。

仕 様 書

件 名	駐輪場屋根補修	仕様書番号	作成年月日
		厚-5	令和6年8月30日
期 限	令和6年12月31日	部隊名	木更津駐屯地業務隊厚生科

1 役務名称 宿舎駐輪場屋根補修

2 役務場所 陸上自衛隊木更津駐屯地本郷宿舎 千葉県木更津市本郷2-1-34

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築（改修）工事標準仕様書（機械設備工事編）」及びメーカー仕様によるものとし、疑義が生じた場合は、監督官に連絡するものとする。
- (2) 作業は官側及び入居者に対し修理実施日等を連絡し、承認を受けた後に実施するものとする。
- (3) 交換取付に必要な資材は本修理に含むものとする。
- (4) 撤去資材については業者にて撤収するものとする。

4 役務概要 宿舎駐輪場の屋根交換修理及び塗装を実施する。

- (1) 駐輪場屋根補修、4棟分を桁から上部、屋根・母屋の更新・整備
- (2) 駐輪場外壁補修、4棟分を桁から壁、支柱、基礎までの塗装
- (3) 駐輪場更新に伴う廃材の処分

5 特記事項

- (1) 交換部品（下に示すメーカー製品又は同等品以上とする。）
 - ア ダイケン 箱型タイプ直線屋根 CY-HFK 4棟分
 - イ 雑材料 1式（塗料等含む。）
- (2) 作業等で発生した産業廃棄物等は、全て請負業者が責任をもって適切に処分しマニフェストE票（写し）を速やかに官側に提出すること。
- (3) 完了後は、監督官立会のもと、異常がないことを確認するものとする。
また、絶縁測定を実施し報告書を提出すること。
- (4) 提出書類は次のとおりとし、様式は監督官の指示による。
 - ア 役務着工届
 - イ 材料検査願
 - ウ 役務完了届
 - エ 役務写真
 - オ その他官側で指示する書類
- (5) 本修理は、(3)の書類の提出をもって完了とする。